慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	デ紙事件と独逸前宰相との関係を論じて金嶺生を駁す
Sub Title	
Author	北, 東生
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.194(84)- 200(90)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

デ紙事件と獨逸前宰相との關係を論じて金嶺生を駁す

北東生

金嶺生は三田學會雜誌第二卷第五號に於て「獨逸の政變と財政改革」と題して極めて趣味ある長篇を投せられた余は多大の感興を以て全篇を通讀したが中に見逃す可らざる一章を發見したので後世歷史家の參考迄に金嶺生と反對なる余が說を披瀝せんと欲するのである、余は獨逸前宰相と一面の識ありたれば之を因緣としてビユーロー公を辯護せんと欲する譯では無い唯余は余が信ずる所を正しと思惟するが爲め敢て卑見を開陳し以て大方の判斷を仰がんと欲するのである、金嶺生は前號五〇五頁に於て「ウイルヘルム第二世の英邁なるも亦能く其攻擊に對して毅然としてこの地位を保つ能はずビユーローは外交的手腕を振つて輿論に對して讓步を爲せり卽ち帝國議會に於て二日間に亘れる質問あるや皇帝の爲めに薄弱なる辯解を試み、而して皇帝に謁見して爾來憲法上の機關と一致を保ちつゝ行動す可し卽ち憲法の規定に從つて行動す可しとの勅語を得たり、ビユーロー先づ聯邦院と各大臣との意向を奏して奏請する所有りしが爲め皇帝は止むを得ずこの勅語を下すに至れるなり、抑もビユーローは當初よりテレグラフ事件に與れるが故この拜謁前其地位動搖を來せしが、若し然らざりしならんには更に强硬の態度に出でしならん而して其拜謁失敗に了りしなば辭職の好口實を捉へ得たりしならん、然るに謁見成功せるが故ビユーローは私かに其地位を以て鞏固を加へ得たりとなせり、而も其皇帝の感情を誤解し黨派離合の將來に思を及さず違算を加へたる空想たるを免れざりき」と論せられた、是れにてはビユーロー公は滅茶々々にして何等取柄無き凡庸政治家の尤なるものたる觀が有るのである、然し余は此記述の全然誤りたる前提の下に築かれしものなることを信ずるのである、卽ち此說に依ればビユーローは當初よりテレグラフ一件に與れるが

故云々と斷言しあるも余はビユーローが當初全く之に關知せざりしを信ずるのである。此問題の起つた當時余は丁度伯林に居つた、問題の性質が東洋殊に我日本にも關係を有して居たのと余は當時此種の政治問題を研究するにも至大の便宜を有して居つたから特に注意して此問題を研究して見た、當時伯林の日本大使舘では大使初め參事官一等書記官なども入り代りの混雜間際であつたから恐らくは日本人では我輩が一番詳しく此問題を研究したと確信する、當時我輩は色々な獨逸の新聞雜誌などにも目を通し又知己の獨逸人英米の通信記者などゝも意見を戰はして見たが宰相も承知の上であの樣な皇帝の談話を英國新聞に發表せしめたと論ずるものは殆んど無かつたのである、當時ビユーローはノルダーネーの別莊に居つて此新聞の記事を見て全く不意打を喰ひ事重大なりとして直ちに辭表を呈出するに至つたのである、但し皇帝は之を許さなかつた、夫れで十月三十一日の夕頃で有つたが獨逸外務省の機關紙たる半官報北獨逸アルゲマイネー紙はビユーローが辭表を出して裁可が無かつたと云ふことを報ずると同時に其顚末書き樣のものを發表したのである、其云ふ所に從へばコーで有つた、皇帝は彼の原稿を英國新聞に送つてやる前に宰相の許まで之を送致して果して斯る種類のものを發表して差支なきや否やを問はせられた、然るに帝國宰相は恰も北歐旅行中で有つて之を受取るには受取つたが原稿が餘りキタナク書てあるので讀むも面倒と思ひ其儘外務省に送致した、所が外務大臣セイーン氏は之も旅行中で御留守だつたので名も知れぬ一書記官が之を見た（其書記官なりとして他日免職せられた人が有つたが果して其人が之を見たものなりや但しは皇帝の身代りに立つたものなりしやは今も尙疑問である恐らくは後說が正しからんとのことである）而して之を外國新聞に發表するの可否に就ては何等の意見を加へずして單に事實は間違なしと附記して皇帝に返上した、所が愈々夫れが發表せられて見ると彼の大失態で有つたのでビユーローは大

に之を遺憾なりとし當時若し自分が原稿を讀みたりしならば確に皇帝をして之を見合はさしめたる可きに其然かせざりしは畢生の恨事なりとし又外務省内に於ても手落の有りしは遺憾至極なれば自分は凡て下級官の責任を蔽ふて辭表を提出したるも皇帝は之を許し給はざりし」と云ふのが殆んど間違なき半官報の飜譯である、世人は半官報の此記事を果して何と讀んだで有ふかビユーローが若し初めより本事件に關與して居つたならば何もコンな苦し間切れの辯解をする必要が無いのである男らしく只自分の責任なりとして辭表を出すが宜敷いでは有るまいか、又辯明はビユーローが原稿を讀まなかつたことを公言して居るに依り外交上及び政治上に於てビユーローは夫れ程不分別で無いと云ふことを辯明して居るのである、若しビユーローが初めより關知して居つたとすれば此種不謹愼の行動に出でたる罪を全く皇帝にのみ負はしめて自分は知らなかつたと云ふ樣な言ひ譯が云へるもので有らふか、如何に西洋と雖も臣下が自分の罪を皇帝に着せて知らぬ顏を裝ふなどゝは思も依らぬ所である、余はビユーローが自己の責を皇帝に着せたと云ふことの大無稽なるを信ずると同時に彼は寧ろ皇帝の貨任の一部を自分で着てやつたものと斷言する、卽ち余が信ずる所に依ればビユーローは單に本件に關知せざりしのみならず皇帝が原稿を彼の許に送つて其發表差支無きや否やを問はせられたと云ふことも全く政治的假想に過ぎずして實は皇帝が何人にも相談せられず全然獨斷專行を以て之を發表せられたものと考へるのである、事實は夫れに相違ないが斯くありては國民が餘りに皇帝の專斷を攻擊する聲が大になる恐れあればビユーローは考へに考へて遂に皇帝は原稿を當局者の許迄送られたるも責任ある人々は何れも故障ありて之を見るを得ず只下級官吏が事實此通りなりと附記して返上したりと云ふ苦しき說明の方法を發見したもので有らう、皇帝の使者が其稿をビユーローの旅行先きに屆けたるも原稿が餘りキタナかつたから見ないで返したと云ふ言譯

に至りては隨分窮したるものにて如何に皇帝とビユーローとが親密の間であつたにしろ一國の大宰相が皇帝の送られたる書翰を字がキタナイからとて見ないで返すと云ふ無責任のことが出來樣筈が無い、されば余は確信するのである、皇帝は全く何人にも相談せられずして之を發表したるものなりと、若し又ビユーローにして初めより本件に關知したりとせんか其後暫くして本問題に對するインターベラチオンが議會に出た時に能くも圖々敷くビユーローはあの樣な答辭が出來たものかな、余は二日に亘つた討論の前日卽ちビユーローの答辨が有つた日にライヒスタークに傍聽に行つた、當日の光景は今も目に見る樣な心地がする、余は外國のコレスポンデントなれば入場を許せと門衛に迫つたが午後一時よりの開會に午前六時頃より傍聽人が詰め掛けた次第だから仲々容易に入るを許されなかつたのであるコハ尋常手段ではトテも駄目なりと信じたれば門衛に五麻克を握らせた、すると急いで此階段を登つて外交官席に行きスマシテ居れとのこと故其通りにした、果して無事誰も訝まなかつた、訝む所では無い此日日本人で入場して居たのは貴顯席に於ける久邇宮殿下と外交官席に於ける我輩との二人のみであつたが倫敦タイムスの伯林通信は此日の記事を長々と掲げて外交官席には歐米各國の紳士淑女は元より遠き極東日本のデイスティングッシユド、デプロマットも控へられたるを見たりと有つた。

自由黨總理バッサーマン、急進黨のウイマー、社會黨のデンガー、帝國黨のハッスフヘルド公の攻擊演說が有つた後でビユーローは六尺豐かの體軀を演壇に運んで徐ろに論じ來つた、社會黨議員等は妨害の機會もがなと待設け居りたるがビユーローが皇帝の南亞戰爭中英國に送つたる戰略と云ふは決して實際上の作戰計畫に非ず只一のアカデミツセイーグダンケンに過ぎざりしものなりきと云ふや一齊に哄笑を放つたるがビユーローの極めて眞面目に然も靜かに之を制するあるや流石の社會黨も鳴を鎭め爾來約三十分の間滿場靜肅に謹聽

したのであつた、此際ビューローは「余は直ちに辭職と決心したり、余は斯く決心するに於て何等の苦痛を感せざりき、否な皇帝が此際余が辭職の請を許し給はざりしこそ無上の苦痛なりき」と公言し「皇帝にして今後も憲法の規定に從はず自由に外交上に行動し給ふに於ては余及び余の後繼者は之が責任を負ふて其職に留ること能はざる可し」と云ふ意味を添加したのである、彼の答辯は皇帝の辯護には相異無かりしも同時に前辯士等の攻撃に對し諸君の意は吾之を諒せり、諸君の云ふ所に余も亦贊成とす云ふ旨意は言外に溢れ何人も之を感知することが出來たのである金嶺生の所謂「皇帝の爲めに薄弱なる辯解を試みたるもの」に相異なきも薄弱なる辯解と云はんよりは寧ろ國民の代表者に對し諸君の言ふ所に余も亦贊成すと開ゆる程夫れまで薄弱に皇帝を辯解したるは之れ亦ビューローが當初より本事件に關與せざりしことを證明するものにして若し然らずとせばビューロー如何に外交官なりと雖も六千萬國民の代表者の面前

で斯も白々しく皇帝のみを罪して自己は知らざる顏を爲し居らる可き筈は無いのである。

余は本問題に關し幾多の獨逸人と談話を交へた然も其多くはビューローを責めなかつた、又余は或時ト有るカフーで五六の獨逸人が麥酒の滿を引きながら皇帝とビューローとを論ずるものを聞いたことが有る其一人の曰く余は皇帝の命とならば何時にてもビューローを殺す可しと獨逸人は皇帝と大宰相の間には常に絕へず此位の間隔を置くのであつて苟もビューローが自家を善くせんが爲めに皇帝の名譽を犧牲に供したと云ふ樣なことが有りては獨逸人は許さぬのである、されば余は茲に再び斷言するデーリーテレグラフ事件はビューローの最初全く關知せざりしもので皇帝の獨斷專行に出でたる所なりと。

然らばビューローは何故其後半歲にして宰相の印綬を解くに至りたりや金嶺生は「ビューローは逆鱗を和げんとして或は親政に對する輿論の激昂を宥め或は議會に於ける憲法修正運動を妨げ或は

議會に於ける會合に於て皇帝の爲めに頌德の演說を試み百方苦心を盡せしもその効なかりき、宰相の運命は既に定まり皇帝は靜かに機會を待ちて外界の事情に逼られて以て止むを得ず之を斥くるの口實を提へんことを希へり而して種々の政治上の事件は此皇帝の叡慮に適中したり」(五〇五頁—五〇六頁)云々と稱したるもの余は再び其正鵠を得ざる觀察なりと思惟するのである、何となればデーリー、テングラフ事件に於て皇帝が美事ビューローの爲めに取つて押へられボツツダームに於ける兩者の會見に依りて皇帝は遂に憲法上の機關と一致を保ちつゝ行動す可しとの勅語を下すに至りしは何處迄も勝氣なるウイリヘルム二世に取りては實に不本意の極みであつたかも知れぬ、現に皇帝はライヒスタークでインダーペラチオンの氣焰天を焦し六千萬の生靈は等しく其視線を此處に集中せしめ居る際に當りダニユーシングン邊りに遊獵と觀劇とに日を送られ或はボーデン湖上にチエペリン飛行伯を訪れるなど議會の論戰などは殆んど何處に風が吹く位に裝はれたりしものがボツツダームに還幸せらるゝや否やビューローは推し掛けて獨逸國民の意思なりとして前記の勅語を要求したのであるから皇帝がビューローに對し餘り善く思はれなかつたのは想像するを得るのである然しビューローは初めより辭職の堅い決心は有つたので決して金嶺生の說の如く皇帝の爲めに頌德演說をやるやら其他の手段に依りて「百方苦心を盡し」以て其地位に戀々たりし形跡は毫も無かつたのである、否ビューローはデーリー、テレグラフ事件の起るや否や其議會に於て公言した如く辭職と決心し寧ろ皇帝より之を許されざりしことを以て大なる苦痛を感じたのである、當時皇帝は何が故にビューローの辭職を許さゞりしか又ビューローは何が故に自己の意思に反して迄も其職に止つたかと云ふと之れには二個の大なる理由が有つたのである、其一は當時歐洲全體でテレグラフ事件の動因とも成つたパルカン事件、セルビア事件などの外交上の大問題が懸案となつて居つたから多

年外交上に經驗も手腕もあるビユーローが此際引くに引かれなかつたのと今一ツは昨年の議會に多年の宿題であつた五億馬克の大增稅案が現はる計畫で有つたので此大難關を切り拔けるにはやはりビユーローの手腕を竢たざるを得なかつたので皇帝は之を理由としてビユーローを引き止めビユーローも亦其やり掛けた二個の仕事を成就して目出度懸冠し樣と欲し遂にセルビア問題の落着と增稅案の通過とを期限として留任の約束が成立したのである、而してセルビア問題も彼の思ふが儘に解決を遂げた、增稅案も曲りなりにも成立した、況んや十年の長年月顯職に座するを得て位人臣を極めたのだから何も此上宰相の地位に戀々たる必要は無いのであるいざさらば去らん哉、北海の孤島ノルダーネーの別墅は類りに彼の心を引く、羅馬駐紮時代に望なき望を掛けて遂に贏ち得たる今日のビユーロー夫人は今も彼の愛重措かざる所にして共に靜かに音樂を談じ古詩を談せんとは豫て彼の希望したる所であつた、ビユーロー公の最後を以て失敗の歷史を殘したりと論ずるは余の與せざる所である。

カヴールの後半世

高橋誠一郎

(四) 巴里會議

巴里會議は今や解散せられんとす、平和條約は既に調印を終れり、最早何等の議す可きものなきに似たり。然れども議す可きの問題は盡きたるが如くにして尙ほ未だ盡きず、否な少くともカヴールに取りては一大問題の論せられずして殘れるあり。此會議の議事に際してはカヴールは初めより多くを談らず、自國に直接の利害關係を有せざる諸般の問題に關しては寸毫も喙を容るゝとをなさず、彼は此點に於て殊に露國の歡心を買ふを得たり。然れども彼は終に沈默を破らざる可らず、而して特に列席せる列國使臣中其一人に對して其鋒芒を試みざる可らざるなり。

カヴールはこれより前き三月二十七日佛國外相にして此回の平和會議々長たる伯爵ワルウスキー(Walewski)に一書を裁して佛墺二國の兵が法王領を占領するは全伊太利をして現今の苦境に立たしむるの根本原因たるを論難し更に歩を進めて、伊太利に新に革命の起るを豫防せんと欲せば須く先づ十九世紀の新思想を固陋なる法王領内に移入せしめて以て行政事務に改良を加へ、ナポレオン法典を施行すべく、而して法王を中心として宗教を離れたる自治の政府を建設せざる可らずと說けり。是れ素より佛國が自ら謂はんとする所なり。八月八日ワルウスキーは突如として列國會議に向つて希臘國內に於ける英佛二國の撤兵を主張し、且つ其內政改革の方法を議定せんとせり、彼は同一の論法を以て法王領內の現狀に論及し此に於ても亦墺佛撤兵の必要を說き、更に進んで伊太利全土の失政に及び、殊にネープルス王の專制橫暴を論難し本會議に列したる諸國は此等の君主に對して宜しく其反省を促さしめざる可らずと說きたり。此伊太利問題の討議に當りては英の全權クラレンドン(LordClarenddon)コウレー等はピエモンを助けて佛に同意し、露のオルルツフ公並にブ